

あんぜん あんしん 通信

消費生活センターだより
令和7年10月号



交渉の場面から

【相談事例】



ネットの広告を見て美容クリームが1980円と安く、『1回限り 定期縛りなし 解約不要』と書かれていたので購入した。初回を受取り後すぐに同じ商品が届き、定期コースになっていることが分かった。会社に電話すると「2回目を受け取るか、返品するなら初回を安くしていた分、定価との差額8800円を払ってもらう。」と言われた。納得できない。



センター

広告に『1回限り 定期縛りなし 解約不要』と書かれていたら、定期コースではないと思う。紛らわしい表示だ。



初回で解約したら差額の8800円を払わなければならなくなり、1回限りとはいいいがたいし、解約が不要なわけではない。利用者を惑わせ、意図しない契約に導く表示だ。

販売会社



『1回限り 定期縛りなし』は回数の定めなく、初回を受け取れば解約できる、という意味。『解約不要』は解約しなくてもいいくらい良い商品、の意味。

なんじゃそりや ㇿ



コースの内容や解約については利用規約に書いてある。

ネット上に不意に表示される広告から購入しないで！！

こういったトラブルになるのはFacebookやInstagramのようなSNSやLINE、YouTube、ゲームや占いサイトなどありとあらゆるネットの画面に、不意に表示される広告を見て購入した場合です。

ご相談は
笠岡市消費生活センターへ
☎0865-63-0999

